

## 平成 29 年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の 審議の経過等について（抜粋）

平成 30 年 3 月 5 日  
著作物等の適切な保護と  
利用・流通に関する小委員会

### I はじめに

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（以下「小委員会」という。）は、昨年度における検討（私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元の現状及び「補償すべき範囲」についての整理）に引き続き、特に私的録音に焦点を当てて、クリエイターへの対価還元手段について検討を行った。

### II 検討に当たっての基本的考え方

#### 1. 補償についての基本的考え方

クリエイターへの対価還元手段の検討に当たっては、昨年度における検討を踏まえ、以下を前提に検討を行った。

- ◇ 私的複製による不利益が権利者に生じていると評価できる以上は、原則として、権利者への補償が必要である。<sup>1</sup>
- ◇ もっとも、私的複製により不利益が生じていることをもって、全ての私的複製について補償が必要であると直ちに断じることは拙速であり、私的複製の趣旨や性質を考慮しながら、最終的にどのような補償制度を導入するかという議論とは別に、どのような私的複製について補償の必要があるのかを検討することが重要。
- ◇ 総体として大量に私的複製が生じているという側面と、個々の利用者のレベルでは必ずしも大量の私的複製が行われているわけではないという側面とがあることを踏まえ、補償制度を構築する上では社会的理解を得る必要がある。

<sup>1</sup> 昨年度の検討においては、補償についての基本的な考え方として、権利者への補償が必要であると結論付けるのではなく、両論併記にとどめるべきである、との意見も示された（このほか、「補償すべき範囲」に関する昨年度の検討の結果については、参考資料 1（10 頁以降）参照）。

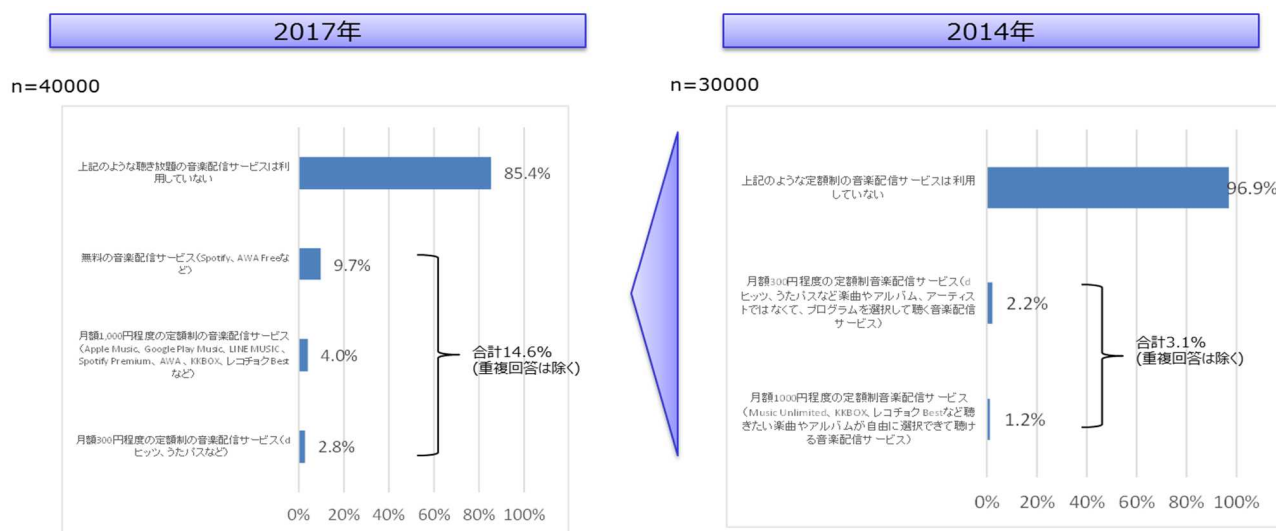
## 2. 私的録音の現状等について

私的録音の実態について、本年度に文化庁が委託調査を実施した。調査結果<sup>2</sup> から見える主な特徴は以下のとおりである。

### < 1次調査結果 >

- (1) 聴き放題の音楽配信サービスの利用者はここ3年間で増加し、3年前は、有料の音楽配信サービスの利用者は全体の3.1%であったが、現在は6.2%であり、無料の音楽配信サービス<sup>3</sup>も含めると14.6%である。(数値は重複回答を除いた割合)[図表1]

図表1 あなたは、聴き放題の音楽配信サービスを利用していますか。(複数回答)



<sup>2</sup> みずほ情報総研株式会社「平成29年度私的録音に関する実態調査－中間報告－」(以下、「H29調査」という。)。母集団は、15歳～69歳の男女個人であり、1次調査は、実際の私的録音の実施の有無に関わらず、日本の人口構成に合わせるように無作為に抽出した4万人の回答(ウェブアンケート調査)を集計したものである。2次調査は、1次調査の回答者のうち、デジタル方式の録音を実施しているとした者を日本のデジタル録音人口の年代構成に合わせて配分・抽出した4千人の回答(ウェブアンケート調査)を集計したものである。調査では、平成26年(2014年)著作権情報センター附属著作権研究所「私的録音録画に関する実態調査」結果との対比も併せて行っている(なお、ウェブアンケート調査であるため、回答者はパソコンやスマートフォン等の機器の所有者であることが一般に想定されうる。今回の調査では、郵送調査は実施していない)。

<sup>3</sup> 本年度調査において調査対象とした「無料の音楽配信サービス」は、3年前の調査においては、そもそも回答の選択肢として含まれていなかったため、当該サービスを利用していた場合でも、「上記のような定額制音楽配信サービスは利用していない」とする回答に含まれていた可能性も考えられるとの指摘があった。他方、本年度調査においても、3年前の調査においても、YouTubeのような「無料の動画配信サービス」は直接の調査対象とはされていないが、一般社団法人レコード協会の調査(「2016年度音楽メディアユーザー実態調査」(2017年4月))によれば、最も利用されている音楽聴取手段はYouTubeで、音楽を聴く人の42.7%であるとの紹介があった(なお、2位が「音楽CD(レンタルしたものや家族・友人から借りたものも含む)」で38.4%、3位が「音楽CDからPC・スマホ等にコピーした楽曲ファイル(MP3等)」で27.0%となっている。)

(2) CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源の録音、コピー、ダウンロード、アップロード（以下、「録音等」という。）を過去1年間に行ったことがある者の割合は40%であり、3年前とほぼ変化はなく、これを年代別にみると、様々な録音等の行為のうち、例えば、「音楽CDの複製や音楽CDからの録音、リッピング」等について、これを行ったことがあると回答した者の割合は、若い年代の方が高い傾向が見られる。また、過去1年間に録音等を行ったことがないと回答した者の割合は、年代が上がるほど高い。[図表2]

図表2 あなたは、過去1年間で、CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードしましたか。行ったことがあるものについてお答えください。(複数回答)

n=40000

|                                                                                          | 15～19歳 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～69歳 |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| いずれも行っていない                                                                               | 35.7%  | 50.7%  | 58.0%  | 62.1%  | 67.4%  |
| 音楽CDの複製や音楽CDからの録音、リッピング                                                                  | 38.7%  | 31.8%  | 27.6%  | 24.9%  | 20.9%  |
| ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトからの音楽データのダウンロード                                           | 28.3%  | 16.5%  | 12.5%  | 10.4%  | 10.9%  |
| 有料の音楽配信サービスからの音楽データのダウンロード(1曲ごとに課金されるサービスを想定し、聴き放題の音楽配信サービスからのダウンロードは除きます。)              | 12.5%  | 11.4%  | 10.4%  | 8.2%   | 5.0%   |
| ラジオ放送(AM, FM, インターネット)やテレビ放送の録音                                                          | 11.6%  | 7.7%   | 7.2%   | 6.7%   | 7.8%   |
| 聴き放題の音楽配信サービスからの音楽データのダウンロード                                                             | 20.7%  | 11.0%  | 7.8%   | 5.4%   | 3.8%   |
| スマートフォン用のアプリ(聴き放題の音楽配信サービスの一環として提供されているものは除きます。)を使ってアクセスできる無料の音楽データのダウンロード               | 22.0%  | 10.2%  | 6.3%   | 4.9%   | 3.7%   |
| 有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データのコピー                                    | 6.2%   | 3.8%   | 3.7%   | 2.8%   | 2.5%   |
| 自分や家族、友人が利用しているオンラインストレージサービスからの音楽データのダウンロード                                             | 8.6%   | 4.3%   | 3.3%   | 2.0%   | 1.5%   |
| 有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データの、音楽ロッカーサービスへのアップロード、転送、同期              | 4.9%   | 2.6%   | 2.1%   | 1.2%   | 0.9%   |
| 有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データの、自分や家族、友人が利用しているオンラインストレージサービスへのアップロード | 4.6%   | 2.2%   | 1.8%   | 1.1%   | 0.8%   |

(3) 過去1年間の録音等経験者が録音に使用した機器等としては、パソコン(CD, DVD, Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)については5割、スマートフォン(iOS, Androidなど)については4割のユーザーが録音等で使用し、また、ポータブルオーディオプレーヤー(iPod, ウォークマンなど)もそれに次いで多い(24.1%)。これを年代別にみると、年代が上がるほどパソコン(CD, DVD, Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)の使用率が高まり、逆に、若い年代ほどスマートフォン(iOS, Androidなど)の使用率が高い状況が見られる。また、ポータブルオーディオプレーヤー(iPod, ウォークマンなど)の使用率は、各年代で20%を超えている<sup>4</sup>。[図表3-1][図表3-2]

<sup>4</sup> 本設問は、録音等経験者(全体の40%)が回答しているものであるため、録音等を行っていない者も含めた使用率に置き換えると、パソコンは全体の21.4%、スマートフォンは16%、ポータブルオーディオプレーヤーは9.6%となっている。

図表3-1 過去1年間で、CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音楽音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードをしたことがある方におうかがいします。過去1年間で、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで、[あなたが使用した機器]は、どの機器ですか。使用した機器を全てお答えください。(複数回答) また、そのうち、最もよく、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで使用した機器はどれですか。(単一回答)

n=16019

|                                     | 使用した(M) | 最も使用した(S) |
|-------------------------------------|---------|-----------|
| パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき) | 53.5%   | 38.9%     |
| スマートフォン(iOS、Androidなど)              | 40.2%   | 26.6%     |
| ポータブルオーディオプレイヤー(iPod、ウォークマンなど)      | 24.1%   | 12.4%     |
| 録音機能付きラジカセ等(ポータブルオーディオシステムを含む)      | 12.3%   | 5.4%      |
| パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブ無し) | 10.1%   | 4.6%      |
| タブレット端末(iOS、Androidなど)              | 9.2%    | 2.3%      |
| HDD(ハードディスク)レコーダー(音楽専用、据置型)         | 5.7%    | 1.6%      |
| 録音機能付きカーオーディオ、カーナビ                  | 4.8%    | 1.8%      |
| ICレコーダー・リニアPCMレコーダー                 | 4.2%    | 1.1%      |
| 録音機能付き据置型コンポ                        | 3.9%    | 1.0%      |
| CD-R/RWレコーダー(据置型)                   | 3.8%    | 0.8%      |
| PSVita、ニンテンドー3DSなどの携帯型ゲーム機          | 3.6%    | 0.3%      |
| 携帯電話・PHS                            | 3.4%    | 0.8%      |
| PlayStation4などの据置型家庭用ゲーム機           | 3.3%    | 0.4%      |
| ポータブルMDプレイヤー(録音機能付き)                | 3.1%    | 0.7%      |
| ポータブルMDプレイヤー(再生専用)                  | 2.3%    | 0.4%      |
| ポータブルDATレコーダー・DCCレコーダー              | 1.7%    | 0.2%      |
| MDレコーダー(据置型)                        | 1.7%    | 0.2%      |
| MD・CD-R/RWのダブルレコーダー(据置型)            | 1.6%    | 0.2%      |
| DATレコーダー・DCCレコーダー(据置型)              | 1.3%    | 0.1%      |
| 上記以外の機器                             | 0.4%    | 0.4%      |

図表3-2 過去1年間で、CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音楽音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードをしたことがある方におうかがいします。過去1年間で、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで、[あなたが使用した機器]は、どの機器ですか。使用した機器を全てお答えください。(複数回答)

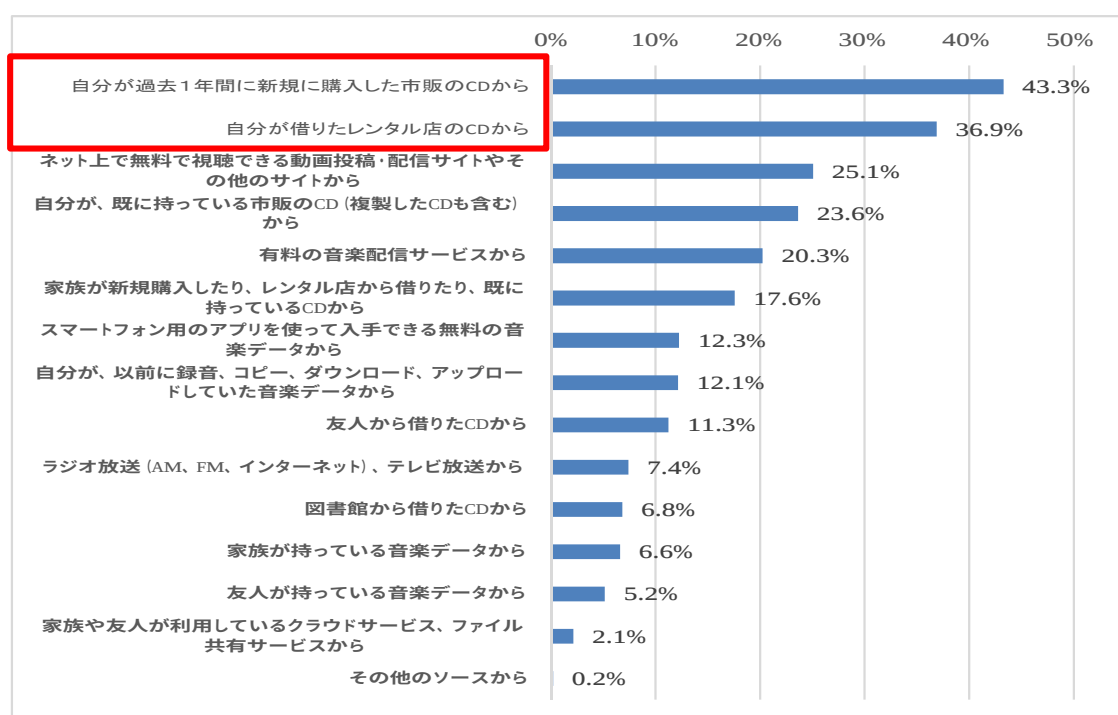
n=16019

|                                     | 15～19歳 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～69歳 |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 録音機能付きラジカセ等(ポータブルオーディオシステムを含む)      | 14.7%  | 12.1%  | 11.2%  | 9.5%   | 13.9%  |
| ポータブルオーディオプレイヤー(iPod、ウォークマンなど)      | 31.5%  | 30.0%  | 23.6%  | 21.6%  | 20.1%  |
| ポータブルMDプレイヤー(録音機能付き)                | 4.0%   | 3.8%   | 3.4%   | 2.0%   | 2.8%   |
| ポータブルMDプレイヤー(再生専用)                  | 4.0%   | 3.1%   | 2.7%   | 1.4%   | 1.8%   |
| ポータブルDATレコーダー・DCCレコーダー              | 2.9%   | 2.6%   | 2.1%   | 0.9%   | 1.1%   |
| ICレコーダー・リニアPCMレコーダー                 | 3.1%   | 3.8%   | 3.9%   | 3.4%   | 5.3%   |
| 録音機能付き据置型コンポ                        | 3.3%   | 3.3%   | 3.6%   | 3.5%   | 5.0%   |
| MDレコーダー(据置型)                        | 3.1%   | 2.3%   | 1.7%   | 1.1%   | 1.3%   |
| CD-R/RWレコーダー(据置型)                   | 5.3%   | 3.4%   | 3.2%   | 3.2%   | 4.3%   |
| MD・CD-R/RWのダブルレコーダー(据置型)            | 2.8%   | 1.9%   | 1.8%   | 1.1%   | 1.3%   |
| HDD(ハードディスク)レコーダー(音楽専用、据置型)         | 8.1%   | 6.3%   | 5.6%   | 3.9%   | 5.6%   |
| DATレコーダー・DCCレコーダー(据置型)              | 2.1%   | 2.4%   | 1.7%   | 0.6%   | 0.8%   |
| 録音機能付きカーオーディオ、カーナビ                  | 3.7%   | 4.1%   | 5.8%   | 5.1%   | 4.9%   |
| パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき) | 36.4%  | 44.5%  | 53.7%  | 58.4%  | 61.5%  |
| パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブ無し) | 12.0%  | 11.8%  | 9.5%   | 9.1%   | 9.4%   |
| タブレット端末(iOS、Androidなど)              | 14.0%  | 9.0%   | 8.5%   | 7.9%   | 9.0%   |
| PlayStation4などの据置型家庭用ゲーム機           | 8.1%   | 5.0%   | 3.7%   | 2.0%   | 1.2%   |
| PSVita、ニンテンドー3DSなどの携帯型ゲーム機          | 12.7%  | 4.5%   | 3.6%   | 1.7%   | 1.0%   |
| 携帯電話・PHS                            | 5.9%   | 3.8%   | 2.8%   | 2.1%   | 3.4%   |
| スマートフォン(iOS、Androidなど)              | 61.5%  | 46.7%  | 42.4%  | 37.4%  | 29.8%  |
| 上記以外の機器                             | 0.3%   | 0.2%   | 0.4%   | 0.5%   | 0.6%   |

## < 2次調査結果<sup>5</sup>>

(4) 過去1年間に録音等を行った音源は多様であるが、中でも、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」及び「自分が借りたレンタル店のCDから」録音等を行ったとする者が多く、上位2位を占めている<sup>6</sup>。他方、過去1年間に実際に録音等を行った対象曲数は、3年前と比べると全体的に減少しており、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」及び「自分が借りたレンタル店のCDから」の録音等については、約半数の減少（1か月平均でH26：15.0曲・14.5曲→H29：8.7曲・8.8曲）となる一方、その中であって、有料の音楽配信サービスからの録音等の対象曲数は、これらの録音等曲数に届かないものの、約1.8倍の増加となっている（1か月平均でH26：4.3曲→H29：7.6曲）。[図表4－1][図表4－2]

図表4－1 あなたは録音、コピー、ダウンロード、アップロードをどの音源から行いましたか？過去1年間の状況についてお答えください(複数回答) n=4001



<sup>5</sup> 前述注2のとおり、2次調査は、過去1年間にデジタル方式の録音を実施した者（1次調査の回答者全体の40%）を母集団とし、そのうち4千人を対象に実施した。

<sup>6</sup> なお、3年前の調査においては、「自分が借りたレンタル店のCDから」が1位（44.3%）、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」が2位（39.0%）であり、本年度においては、1位及び2位の順位が逆転している。



図表4－2 過去1年間にあなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は、コピー元の音源の曲数でお答えください。(数字記入)

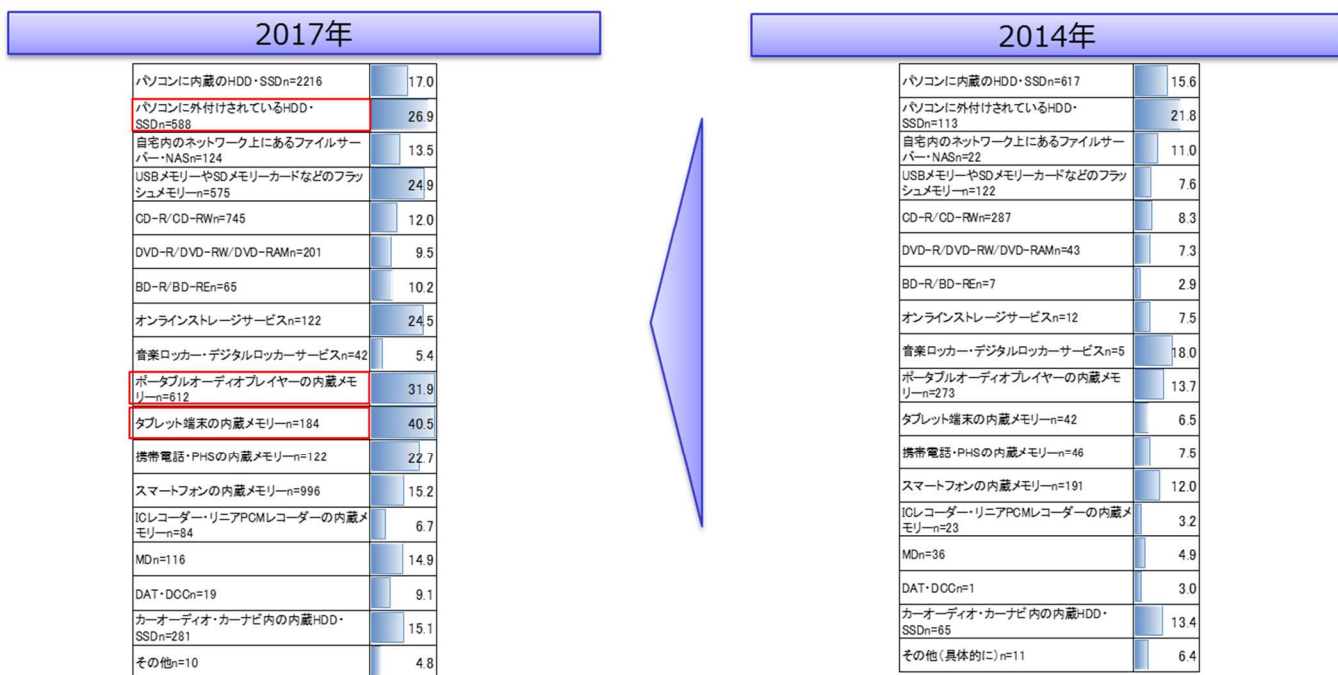


(5) 過去1年間に実際に行った録音等の曲数の総量の変化についてみると、過去1年間に新規に入手した音楽音源を録音等した曲数は、3年前に比べ、録音等を行った各機器・媒体・サービスによって増減は様々である一方、既に自分で入手していた音楽音源については、録音等を行った各機器・媒体・サービスについて、録音等の曲数は、全般的に増加している。録音等の曲数が多いものは、多い順に、「タブレット端末の内蔵メモリー」、「ポータブルオーディオプレーヤーの内蔵メモリー」、「パソコンに外付けされているHDD・SDD」等となっているが、そのうち、「タブレット端末の内蔵メモリー」への録音曲数は、3年前に比べて6倍に増加している。[図表5－1][図表5－2]

図表5－1 過去1年間にあなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は、録音、コピー、ダウンロード、アップロードした先の曲数でお答えください。(過去1年間に新規に入手した音楽音源) (数字記入)

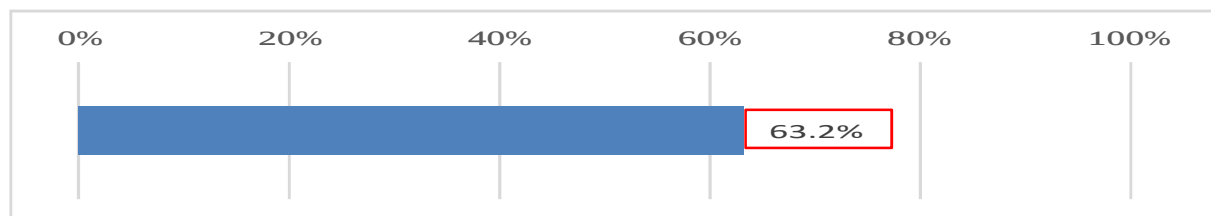


図表5－2 過去1年間にあなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は、録音、コピー、ダウンロード、アップロードした先の曲数でお答えください。(既に自分で入手していた音楽音源) (数字記入)



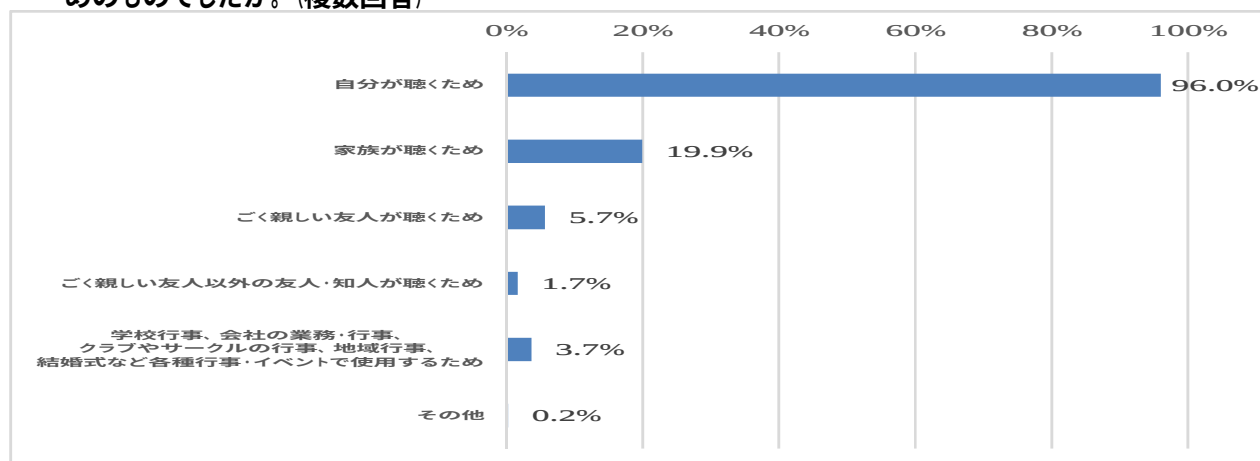
(6) 自分が購入した音楽の総曲数のうち、同じ楽曲を様々な機器や環境で聴くために、CD-R やパソコン、スマートフォン、クラウドロッカーサービス等にコピーして保存<sup>7</sup>する割合は、過去1年間に録音等を行った者の63.2%であった。[図表6]

図表6 あなたが、自分で購入した音楽の総曲数のうち、同じ楽曲を様々な機器や環境で聴くために、CD-R やパソコン、スマートフォン、クラウドロッカーサービス等にコピーして保存する曲数の割合をお答えください。(数字記入) n=4001



(7) 過去1年間に音楽データの録音等を行った者について、その目的としては、「自分が聴くため」に録音等を行ったことがあると回答した者の割合が最も多い(96.0%)。また、過去1年間に、自分自身が聴くために録音等した音楽データを実際に家族や友人にあげたり共有したりした割合は、約2割である<sup>8</sup>。なお、共有に利用する機器・記録媒体等としては、光学メディア(CD系、DVD系、BD系など)(55.2%)やフラッシュメモリー(USBメモリー、SDメモリーカード、コンパクトフラッシュ、メモリースティックなど)(37.9%)が多い。[図表7-1][図表7-2]

図表7-1 過去1年間に録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした音楽データは、誰のため、何のためのものでしたか。(複数回答)

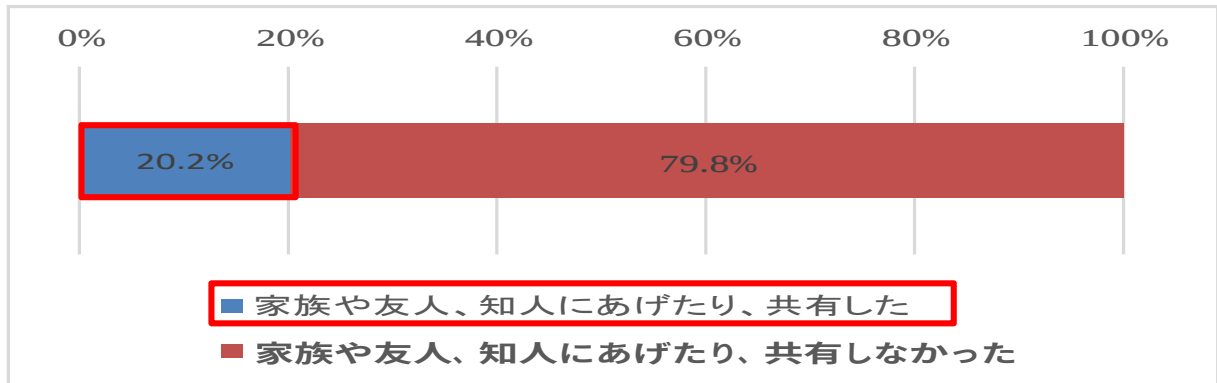


<sup>7</sup> このような、いわゆるプレイシフトを目的とした私的録音は、私的録音録画補償金制度の創設時から補償の対象として整理されてきたものであること等について、昨年度の本小委員会「審議の経過等について」を参照(参考資料1(13頁))。

<sup>8</sup> 共有等の割合は、3年前と比較するとやや減少しており、H26:23.3%→H29:20.2%である。これを、過去1年間に録音等を行っていない者も含めた全体に占める比率に読み替えると、H26:9.3%→H29:8.1%である。

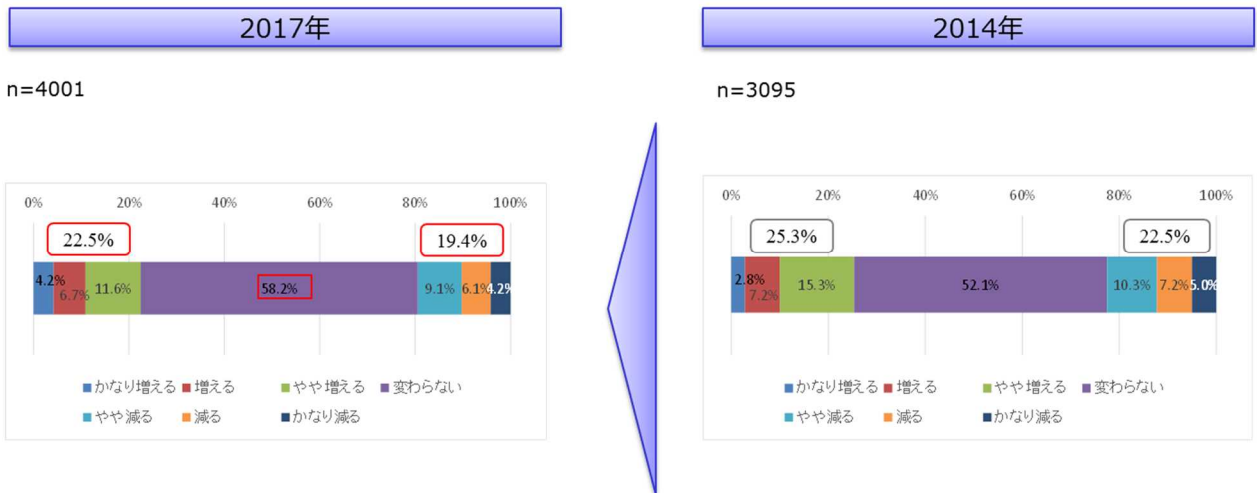


図表7-2 あなたは、過去1年間に、ご自分自身が聴くために、録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした音楽データを、家族や友人にあげたり共有したりしましたか。(単一回答) n=4001



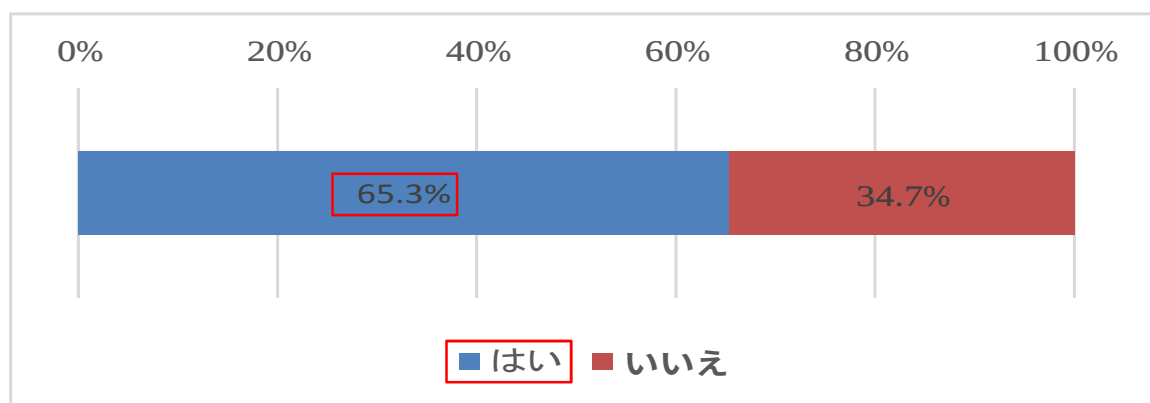
(8) 今から2～3年後の将来において自分自身が録音等を行う曲数について、過去1年間と比較した増減の予想については、「変わらない」とする回答が最も多く、かつ3年前と比較しても増加している(52.1%→58.2%)。その一方で、「かなり増える」「増える」「やや増える」の合計がやや減少し(25.3%→22.5%),「かなり減る」「減る」「やや減る」の合計もやや減少している(22.5%→19.4%)。[図表8]

図表8 今から2～3年後の将来において、あなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードする曲数は、過去1年間と比べて、増えると思いますか、それとも減ると思いますか。(単一回答)



(9) 私的使用目的のデジタル方式の録音に関して、著作権を持つ権利者に補償金を支払うことは必要と考えるか尋ねたところ、65.3%が「はい」と回答<sup>9</sup>した。なお、「はい」と回答した者に対し、どのような方式で補償金を支払うことが望ましいか尋ねたところ、補償金の支払方式としては、「現在の私的録音録画補償金制度」及び「音楽の価格に上乗せしてお金を支払う仕組み」について肯定的な回答（「大変好ましい」又は「どちらかといえば好ましい」）をした者は、それぞれ63.1%及び54.1%であった。[図表9]

図表9 現在の制度では、政令で指定されたデジタル方式の録音機器や媒体の購入時に一定率の補償金を支払うことによって、私的使用目的に限りデジタル方式で音楽を録音することができます。補償金は著作権を持つ権利者に一定のルールで支払われるものです。あなたは、私的使用目的のデジタル方式の録音に関して、著作権を持つ権利者に補償金を支払うことは必要なことだとお考えですか。(単一回答) n=4001



<sup>9</sup> 同調査項目については、補償金の支払いを所与の前提とした内容であり、補償金の支払いを必要とする回答を誘導する問になっているのではないかとする意見も出された。もとより、3年前においては同様の項目についての調査は行われていないものの、約10年前に私的録音補償金管理協会が実施した調査（「デジタル録音機器の利用実態に関する調査」(平成18年11月)(以下、「H18調査」という。)において、ほぼ同内容で調査が行われている。それによれば、デジタル録音機器を世帯で保有し、かつデジタル録音機器を利用して録音しているユーザーのうち、補償金を支払うことは必要（「はい」）と回答したのは、全体の46.1%（WEB調査）であり、肯定的な回答は5割に満たなかった。ただし、H18調査では「ポータブル（携帯型）オーディオ、パソコンを私的録音補償金対象にするべきか」という設問の後に当該設問を置いており、具体的な影響をイメージした上での回答か否かという点で異なるので注意が必要であるといった意見や、補償金の支払方式についての設問については、私的録音録画補償金制度及び契約・技術による対価還元手段のそれぞれについて課題があるという意見があることは伝えられておらず、正確な理解の下での回答になっていないのではないかと、といった意見もあった。

### 3. 対価還元の手段としての選択肢

私的複製に係るクリエイターへの対価還元手段として、著作権法は、私的録音録画補償金制度を用意しているが、同制度については、制度制定時とは録音録画の環境が変わったこともあり、補償金額の減少傾向が進み、制度が有効に機能していないのではないかとの指摘がある。そこで、本小委員会では、クリエイターへの適切な対価還元の手段について、①私的録音録画補償金制度とともに、②契約と技術による対価還元手段、③クリエイター育成基金の三つを選択肢として取り上げ、各手段の強みや課題、留意事項等について検討を進めた。各手段の概要は以下のとおりである。

#### ① 私的録音録画補償金制度

私的録音録画補償金制度について、私的録音に供されている機器・媒体のうち、現在対象となっていないものについて制度の対象とする等の改善を行う。私的録音に供される機器・媒体に対して補償金を課し、これらの機器・媒体の購入時に補償金を一括で徴収することで、指定管理団体を通じて権利者に分配する<sup>10</sup>。

#### ② 契約と技術による対価還元

コンテンツの提供価格に私的録音の対価（補償）を上乗せする等、DRMの状況等を踏まえて価格設定を行う方法。補償金制度のように指定団体を経由した徴収・分配を行うのではなく、コンテンツ提供のために行われる権利処理と同様に、提供されるコンテンツの権利者に直接紐づいて、対価が還元される。

#### ③ クリエーター育成基金

限定的な環境で行われる私的録音という行為を正確に捕捉しそれに対応した対価を正確に還元するということには限界があることから、個々のクリエイターに対価を還元するという発想から離れ、私的録音を総体として捉えた上で、その対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に使用する。

---

<sup>10</sup> 私的録音録画補償金制度は、政令で指定される機器や記録媒体を用いてデジタル方式の録音・録画を行う者は、著作権者等に対して補償金を支払わなければならないとする制度である（30条2項、104条の2～104条の10）。補償金制度の対象となる録音・録画機器及び記録媒体の範囲は、著作権法施行令で定められており、主として録音の用に供するものとして、MDやCDの録音機器等が指定されている。補償金は、製造業者等の協力により、機器及び記録媒体の販売価格に上乗せされて徴収され、文化庁長官が指定した管理団体に支払われる仕組みとなっている。補償金額は、機器については基準価格（卸売価格）の2%（ただし、シングルデッキは1,000円、ダブルデッキは1,500円が上限）、記録媒体については基準価格（卸売価格）の3%であるが、私的録音録画補償金の合計は、平成12年（4,036,256千円）をピークに減少しており、平成27年度は53,584千円である（金額は出荷ベース）。なお、指定管理団体としては、録音については、一般社団法人私的録音補償金管理協会が指定されている。録画については、一般社団法人私的録画補償金管理協会が指定されていたが、平成27年3月31日に解散した（平成27年度の私的録画補償金徴収額は0円）。

### III 検討結果

私的録音に係る三つの対価還元手段について、それらの関係性も含め、以下のような検討・整理を行った。本年度における検討結果を踏まえながら、引き続き、私的録音に係る対価還元手段について、具体的な制度設計に向けた検討を深めるとともに、私的録画に係る対価還元手段の在り方について検討を行い、対価還元手段の在り方について、方向性を示していくことが必要と考えられる。

#### 1. 対価還元手段に関する基本的考え方

##### (1) 私的複製と私的録音録画補償金制度

私的録音録画補償金制度は、広範な私的複製を認める現行の30条1項の規定を前提とし、かつ、そのような私的使用を目的とする複製により、デジタル方式の高品質なコピーが容易に大量に作成されることに伴う補償を権利者に行うため、平成4年に導入された制度である。このため、私的複製に係る対価還元手段については、このような広範な私的複製の範囲を維持することを前提とした上で検討を進めるべきである。著作権は準物権的な権利であり、30条1項の権利制限は物権的な側面に関わるものであることを踏まえ、対価還元手段については、どのようにしたら実効性のある（現に権利者にリターンのある）公平で現実的な解決策となるか、各手段の組合せも含め、総合的に探っていくべきである。

私的録音・録画行為は家庭内等で行われるものであるが、ユーザーの個々の録音・録画行為を捉えることは、実際上も困難であり、さらに、権利者が個別にユーザーに報酬を請求することは、徴収のための組織や仕組みにかかる社会的コストやその実効性などの点からも困難である。私的録音録画補償金制度は、このような理解のもとで導入された制度であり、逆に言えば、技術の進展等を踏まえ、契約と技術による対価還元手段によりユーザーの個々の録音・録画行為を直接捕捉できるようになるのであれば、有効な代替手段として、その範囲においては、私的録音録画補償金制度は不要になると言える。ただし、そのような契約と技術による対価還元手段の範囲に関し、ユーザーは、私的領域の録音全てについて個別課金の実現されることを望んでいるわけではないとの意見も示された。

昨年度の本小委員会「審議の経過等について」において整理・確認したとおり、利用者が音楽コンテンツを入手する主な流通形態としては、パッケージ販売、ダウンロード型音楽配信、ストリーミング型音楽配信及びパッケージレンタルの四つがあり、特に、複製を伴うダウンロード型音楽配信において、多くの配信事業者は、1課金につき複数台のデバイスでダウンロードが行えるサービス（マルチデバイス・ダウンロード）を提供している。もとより、この場合の複製の対価は契約に含まれているところであるが、マルチデバイス・ダウンロードに係る権利者から配信事業者に対する許諾の範囲は、事業者の行う複製、公衆送信、及び利用者が楽曲をダウンロードする際に生じる複製までであって、ダウンロード後に生じる

利用者の私的録音は、30 条 1 項の私的複製に該当するものとして、契約には含まれていない<sup>11</sup>。

## （２）私的複製の実態

私的複製に係る権利者への補償の必要性については、著作権が準物権的な権利であり、その権利制限によって、私的複製による法的不利益が権利者に生じている一方、実際にどの程度、その不利益について補償すべきかについては、多様な意見がありうるところである。30 条 1 項の私的複製についても、特に音楽配信の分野においては、定額聴き放題の音楽配信サービス等を利用する者が増加している中で、コピーを行う行為自体少なくなっており、私的複製の量は減ってきているのではないかとの意見も出された。また、音楽 CD の売り上げについても、ランキング上位のものの多くは特典付きであって、音楽 CD からの録音等は減少しているとの意見もあった。そこで、現在の私的録音録画補償金制度が対象としているデジタル方式の私的複製について、その量はどのように変化しているのか、また、その増減は今後どのようになっていくと考えられるのかといったことが注目される。

この点、現時点の録音等の状況については、実態調査の結果を重く受け止めるべきとの意見が出された。平成 29 年度私的録音実態調査によれば、過去 1 年間に CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源の録音、コピー、ダウンロード、アップロードを行ったことがある者の割合は 40%であり、この割合は、同様の調査結果が確認できる平成 18 年以降、変化はない。一方、そのような録音等に使用される機器としては、約 10 年前には主流をなしていた MD 録音機能付きミニコンボ等<sup>12</sup> は減少し、現在は、前述のとおり、パソコン（CD、DVD、Blu-ray などの光学メディアドライブつき）及びスマートフォン（iOS、Android など）が多く、また、ポータブルオーディオプレーヤーもそれに次いで多い状況である。なお、これらの機器等は、現行制度の下では、私的録音録画補償金の対象とされておらず、これまでも、その追加指定の是非等について、文化審議会著作権分科会において検討を行ってきたが、具体的な結論を得られない状況が続いてきた<sup>13</sup>。

---

<sup>11</sup> この考え方の整理に対し、30 条 1 項の私的複製の対象外と考えられる複製としては、配信由来の複製は有料・無料を問わず許諾複製として対象外ではないかとする意見もあった。

<sup>12</sup> 平成 18 年に私的録音補償金管理協会が実施した調査（「私的録音に関する実態調査」（平成 18 年 3 月））によれば、家庭内で保有されているデジタル録音専用機器のうち、保有割合が最も高かったのは、「MD 録音機能付きミニコンボ・ラジカセ」（49.4%）であった。

<sup>13</sup> 私的録音録画補償金制度については、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（2003（平成 15）年 7 月 8 日）において、「音楽 CD 複製機能を備えたパソコンや、技術的保護手段を備えた CD など多様なデジタル録音・録画のための機器・媒体が商品化されている現状を踏まえ、関係者間で、より実態に応じた制度への見直しを目指し協議が進められているが、関係者間協議の結論を得て、2004 年度以降必要に応じ同制度の改正を行う。」とされ、その後、文化審議会著作権分科会において、ハードディスク内蔵型録音録画機器等の追加指定や、汎用機器・記録媒体の取扱いに関して、「実態を踏まえて検討する」とする課題整理を行うとともに（平成 17 年 1 月「著作権法に関する今後の検討課題」）、翌年、私的録音録画補償金制度をめぐる諸課題について整理（平成 18 年 1 月「文化審議会著作権分科会報告書」）を行った上で、平成 18 年度から 3 年間、私的録音録画小委員会において法的検討が行われた。ただし、その際には、私的



過去1年間に録音等を行った音源は、多様ではあるが、中でも、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」及び「自分が借りたレンタル店のCDから」録音等を行ったとするものが多く、上位2位を占めている点は、3年前と変化はない。さらに、録音等の目的別の状況をみると、「自分が聴くため」に録音等を行ったことがある者の割合が最も多い一方、録音等を行った者のうち約2割の者（録音等を行わなかった者も含めれば全体の1割弱の者）は、過去1年間に、自分自身が聞くために録音等した音楽データを家族や友人にあげたり共有したりしているといった状況も見られる。

録音等の曲数の実態については、本年度の調査結果によれば、過去1年間にCDやラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源の録音、コピー、ダウンロード、アップロードを行ったことがある者による録音等の対象曲数は、3年前に比べて減少している。その中であって、有料の音楽配信サービスからのダウンロードについて、増加が見られることから、このことを捉えて、私的録音録画補償金制度の廃止・凍結を求める立場からは、私的複製の量は、補償を必要としない程度まで減少したと言えるのではないかとする意見があった。

他方、実際に行われた録音等の曲数に着目すると、本年度の調査結果によれば、新規に入手した音楽音源の録音等曲数は、3年前に比べ、録音等を行った機器等ごとに増減は様々である一方<sup>14</sup>、既に自分で入手していた音楽音源については、各機器等の録音等の曲数は、全般的に増加している<sup>15</sup>。また、そもそも、私的複製に伴う補償の必要性について検討する際には、直近3年間の変化のみならず、それ以前の状況からの変化についても注目することが必要と考えられるとともに、今後の見通し等も踏まえる必要がある。

本年度の私的録音実態調査結果は、過去3年前との対比に止まるものであるが、現行の私的録音録画補償金制度の見直しの検討が開始された約10年前の調査結果との対比でみれば、ポータブルオーディオやパソコンへの保存曲数は増加している<sup>16</sup>。もとより、これらの

---

録音録画補償金制度の見直し等について、具体的な結論は得られなかった。

<sup>14</sup> パソコン内蔵のHDD・SSD等への録音等の曲数は減少している一方、DVDやオンラインストレージサービス等への録音等の曲数は増加している（前述Ⅱ2（5）[図表5－1]参照）。

<sup>15</sup> 3年前に比べて録音等曲数について2倍以上の増加が見られ、かつ、録音等曲数が多い録音先としては、「タブレット端末の内蔵メモリー」（40.5曲）、「ポータブルオーディオプレーヤーの内蔵メモリー」（31.9曲）、「USBメモリーやSDメモリーカードなどのフラッシュメモリー」（24.9曲）、「オンラインストレージサービス」（24.5曲）、「携帯電話・PHSの内蔵メモリー」（22.7曲）が挙げられる（括弧内はいずれも、1か月あたりの録音等の平均曲数）（前述Ⅱ2（5）[図表5－2]参照）。

<sup>16</sup> 約10年前の調査結果（H18調査）との対比でみれば、デジタル録音機器・記録媒体に録音を行った者によるポータブルオーディオへの保存総曲数は約1.2倍（H18:WEB調査で595,147.8曲・郵送調査で120,958.2曲（合計716,106曲（4,005人））→H29:880,200曲（4,000人））、パソコンへの保存曲数は約1.86倍（H18:WEB調査で1,304,267.4曲・郵送調査で218,446曲（合計1,522,713.4曲（4,005人））→H29:2,826,677曲（4,000人））（パソコン内蔵のHDD・SSDへの保存曲数とパソコンに外付けされているHDD・SSDへの保存曲数の合計）に増加している（他方、MD及びCD-R/RWについては、H18調査との対比でみれば、過去1年間における録音曲数は減少しているが（MD:約0.17倍（H29:2,9071.2曲）、CD-R/RW:約0.75倍（H29:193,788曲））、MD・CD-R/RW・ポータブルオーディオ・パソコンにおける録音・保存の総曲数を比較すると、約1.47倍の増加（H18:2,669,142.3曲→H29:3,929,736.2曲）となっている。なお、過去1年間にデジタル録音機器・記録媒体に録音した者の割合は、H18調査ではWEB調査で10割及び郵送調

曲数の中には、30 条 1 項の私的複製の対象外と考えられる複製も含まれるとする指摘がなされる一方、対象外と考えられるそれらの曲数の全体量は、必ずしも明らかではない<sup>17</sup>。

したがって、これまで明らかになった録音等の実態を踏まえれば、現時点において、補償の必要がない程度まで私的複製の量が減少しているものではなく、現行制度上の私的録音録画補償金制度を廃止するほどに必要な立法事実があるとは言えないとする意見があった。

今後の見通し等については、本年度の調査結果によれば、今から 2～3 年後の将来における録音等の曲数について、「変わらない」とする回答が増加しているとともに (58.2%)、「増える」(「かなり増える」「やや増える」を含む。) 及び「減る」(「かなり減る」及び「やや減る」を含む。) と回答した者は、3 年前に比べて、共に減少している。この結果について、主観的なものに過ぎないとの意見もある一方、現にデジタル方式の録音を実施した者自身による回答であり、また、過去 1 年間に実際に行われた録音等の曲数の総量は、この 3 年間で増加していることを踏まえれば、また、少なくとも、現時点で客観的に将来の私的複製動向を正確に予測することは困難と考えられることから、近い将来のうちに私的録音の全体の量が確実に更に減少していくといった主張は、広い支持は得られなかった<sup>18</sup>。

---

査で 8 割であったが、これはデジタル録音機器を世帯で保有している者が対象の調査であり、デジタル録音機器の保有状況を問わない録音状況についてみれば、約 10 年前と現在とで変化はなく、いずれも 4 割である(私的録音補償金管理協会「私的録音に関する実態調査」(平成 18 年 3 月))。また、これらの機器等以外についても、H29 調査によれば、自宅内のネットワーク上にあるファイルサーバー・NAS を始めとして、その他の機器・記録媒体によっても、録音等が行われている実態が見られる(前述Ⅱ 2 (5) [図表 5-1] [図表 5-2] 参照)。

<sup>17</sup> 私的複製の量に関する過去との比較については、この他にも、アナログも含めた私的録音の総体について、年間の「私的録音回数」の推移に着目すれば、私的録音録画補償金制度創設当時を 10 割とすると、現在は約 6 割まで低下している、とする試算の紹介もあった(なお、同試算では、「有料の音楽配信サービスから」、「ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトから」及び「スマートフォン用のアプリを使って入手できる無料の音楽データから」の 3 項目について、集計対象から除外されている)。ただし、同試算については、録音回数の推移であるため、少ない回数により多くの録音が行われる場合があること等、必ずしも、実際の録音曲数の総体を的確に示すとはいえないものであることについて確認があったほか、現行の私的録音録画補償金制度では対象としていないアナログ方式の私的録音を含めた試算であり、かつ、デジタル方式の録音回数の総数は増加していること(平成 3 年調査：0 割→平成 29 年調査：6 割)、また、デジタル方式の録音については、アナログ方式と異なり、高品質の複製物が容易に大量に作成されうるとの特性を踏まえた評価も必要と考えられること、にも留意が必要である。

<sup>18</sup> 本委員会においては、逆に、私的録音録画が増加しうる技術の進展として、無料でストリーミング配信されているコンテンツであっても、画面収録をすることができるスマートフォンの機能も登場しているとの紹介もあった。

### (3) 対価還元手段の検討の方向性

もとより、現在、私的複製として行われている複製の領域についても、今後、契約と技術による対価還元手段等により適切に対応できる領域が増えていくのであれば、それは、私的録音録画補償金制度制定当初には成し得なかった解決手段を提供するものとなる。特に、音楽配信においては、契約と技術による対価還元手段が有効に機能する部分が多いのではないかとの意見があり、Google Play Music「ファミリーライブラリ」サービス（Google Playストアで購入した映画等の家族間共有を可能とするサービス）等についての紹介もあった。

もっとも、これらの技術の進展等により、現時点において補償を検討すべき「私的複製」が無くなっているものではなく、有効な対価還元モデルの存在が具体的に共有されている状況では必ずしもない。契約により許諾される複製の全体量が増加していくのであれば、30条1項の「私的複製」の範囲は狭くなっていくことになるが、そのことにより、権利者に対する補償が不要であると言える程度まで狭くなっていくことになるのかは、契約と技術による対価還元モデルの今後の構築状況次第であるとも言える。しかし、少なくとも、現時点においては、その実現可能性や範囲は明確ではない。今後、実効性ある契約と技術による対価還元モデルが構築され、どのように有効に機能しうるのか、推移を見守っていくことが重要である。

なお、対価還元手段の在り方について、私的録音録画補償金制度の廃止・凍結を求める立場からは、本年度の実態調査により直近3年間で私的録音の総体が大きく減少していることが明らかになったとし、また、広範な私的複製のうち、権利者が損失を蒙りうるのは、友人・知人への共有に限られるという考え方を前提として、「現在の私的録音の実態や今後予測される推移を考慮すると、制度として維持することの社会的意義を正当化するのは困難と言えます。また、実態調査の結果からは、少なくとも制度の拡張を検討することができる現状にはないものと考えます。」との意見が出された。他方、前述のとおり、デジタル方式による多様な私的録音の実態が確認される一方で、現行の私的録音録画補償金制度では私的複製の実態が適切に反映されていないために制度が機能していないとして、「権利者の得べかりし利益は日々累積されている状況にある。」との意見も出された。

ただし、いずれの見解も、私的録音の実態を踏まえるべきであるとする点では一致しており、クリエイターに対する対価還元手段の検討に当たっては、私的複製の実態を踏まえた対応の検討が求められる。この点、私的録音録画補償金制度について、制度の廃止・凍結を求める立場からは、前述のとおり、「少なくとも制度の拡張を検討することができる現状にはない」との意見が出されたが、私的録音録画補償金制度は、長年検討が進められてきた課題であるところ、クリエイターへの対価還元手段の在り方については、私的録音録画補償金制度に代わりうる対価還元手段がない範囲においては、私的複製の実態が有り、かつ、現行制度上の私的録音録画補償金制度を廃止するほどに必要な立法事実があると言い難いことを踏まえれば、そのような代替措置が構築されるまでの手当てとして、引き続き、私的録音録画補償金制度により対価還元を模索することが現実的であるとする意見が多かった。もとより、これは、私的録音録画補償金制度について「拡張」という性格の見直しではなく、私的複製の実態を踏まえ、複製の実態に沿った柔軟なスキームにするなどの工夫を講じ

ようとするものであり、複製の実態について様々な意見があることも踏まえて、それらの実態<sup>19</sup>が適切に対象機器・記録媒体や補償金額の決定に反映されることが必要と考えられる。

なお、対価還元手段の在り方については、契約と技術による対価還元モデルの構築状況や、私的録音をめぐる技術の進展の状況等を踏まえつつ、今後も適時に検証を行い、必要な手当てを講じていくことが必要である。

---

<sup>19</sup> 本年度実態調査によれば、例えば、「パソコン（CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき）」や「スマートフォン（iOS、Androidなど）」が録音等に使用されている実態が示されているが、仮に、今後これらの機器等を私的録音録画補償金制度の対象機器に含めるか否かを検討する際には、配信からの録音なども併せての利用頻度であること、②汎用機器は私的録音以外での利用が支配的であることを考慮する必要がある、との意見も示された。